



IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等 のネットワーク環境の変化を踏まえた メタルIP電話に係る接続ルールの在り方 (追加質問に対する回答)

令和 8 年 3 月 23 日
事務局

論点1-1 メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用するべきかどうか。

1 メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通し

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （対NTT東西）LRIC方式廃止後においてメタル収容装置等の提供における非効率性がどのように排除されるのか明確な見通しを示すべきではないか。（需要の減少に応じて設備量を削減することは難しいとしても、先行実施エリアにおける実施結果等を踏まえた上で、2028年度を目途に策定予定のエリア単位での段階的なサービス移行計画をもとに、例えば、設備を集約するなど、設備費用がより効率的となるような設備計画を策定・開示することについて、どのように考えるか。）

（NTT東西）

- 需要の減少が続く交換機等固定電話設備（現在のメタル収容装置等）の維持・運営においては、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、**LRIC導入の有無によらず常に効率化・コスト低減の取組みを進めている**ところであり、具体的には以下のような設備効率化の取組みを実施し、2000年度から直近2024年度までの24年間で▲90.5%（▲約1.2兆円）のコスト低減を実現しています。（同期間のモデルコスト低減率▲87.6%と同等以上の低減）
また、**今後においてもこれまでと同様に、固定電話設備（メタル収容装置等）の効率化・コスト低減を推進していく**考えです。【別紙1】
<これまでの交換機等固定電話設備（現在のメタル収容装置等）の効率化・コスト低減の取組み（今後も同様に推進）>
 - 維持限界を迎えた旧設備をより収容効率の高い新設備へ更改（～2015年度）
 - 契約者数の減少に合わせた契約者の片寄せ・収容替えにより、設備数の削減・収容効率の向上※1やそれに合わせた保守拠点の集約を推進
 - 設備集約等により撤去した設備※2を保守部材に転用することで、新たに設備を調達することなくサービス提供を維持
 - 保守業務に関するスキル・ノウハウの蓄積、デジタルツール活用や直営社員による内製化を推進
 - ※1 既に3～4割程度の収容ビルにおいて、固定電話設備は最小限の設備量まで集約済み
 - ※2 契約者数の減に伴って設備集約をした加入者交換機や、PSTNマイグレーションにより役目を終えた中継交換機等
- 上記取組みの継続に加え、**2026年度から一部エリアで実施する固定電話の移行トライアルを踏まえて2028年度頃からのエリア単位での段階的なサービス移行計画を策定し、移行計画を踏まえたコストの見通し等についても可能な範囲で開示していく**考えです。

論点1-1 メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用すべきかどうか。

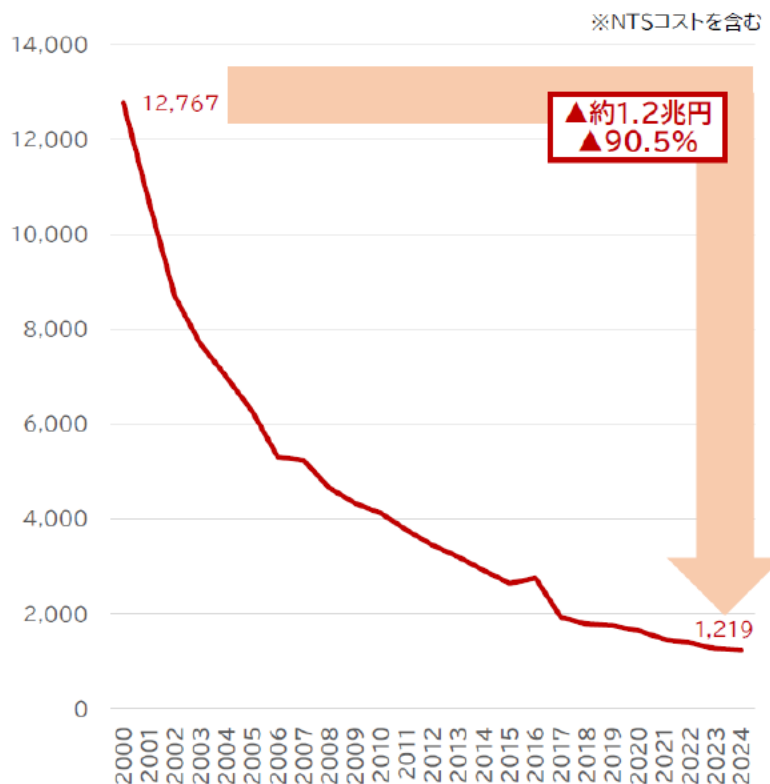
1 メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通し

NTT東西より資料提供

【別紙1】 固定電話設備に係る実際費用の推移

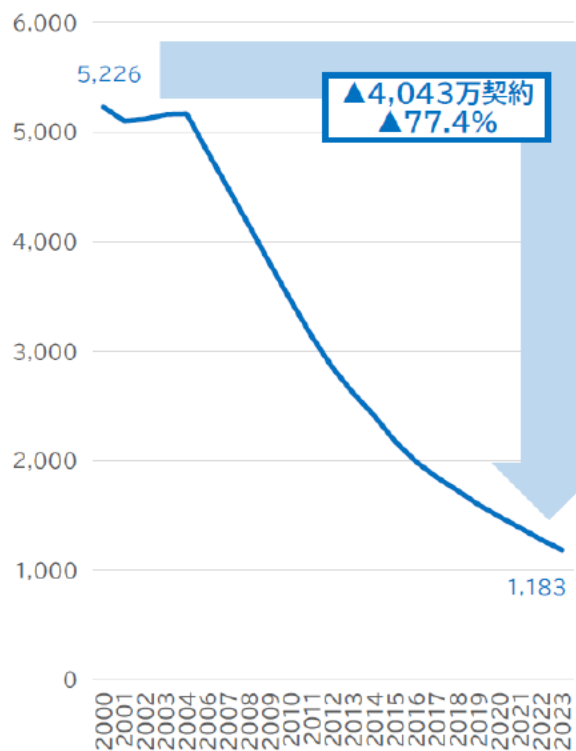
- 需要の減少が続く交換機等固定電話設備(現在のメタル収容装置等)については、2000年度から直近2024年度までの24年間で▲90.5%(▲約1.2兆円)のコスト低減を実現しています。今後においても、これまでと同様に交換機等固定電話設備の効率化・コスト低減を推進していく考えです。

固定電話設備に係る実際費用(億円)

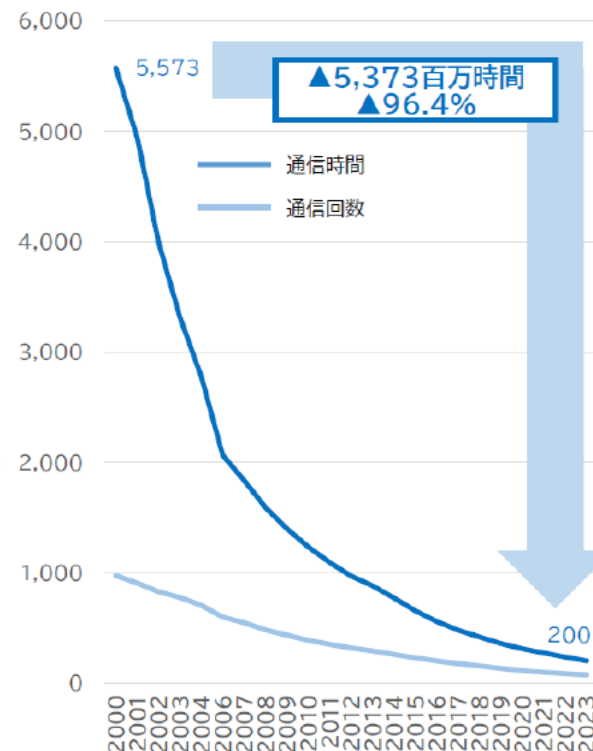


(出典)当社接続会計報告書

【参考】 加入電話 契約者数(万契約)



【参考】 加入電話 トラフィック(億回数・百万時間)



(出典)通信量からみた我が国の音声通信利用状況

論点1-1 メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用すべきかどうか。

1 メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通し

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （対ソフトバンク、楽天モバイル、Coltテクノロジーサービス）非効率性排除の明確な見通しとして、具体的に何が示されるべきと考えるか。

（ソフトバンク）

- 2035年のメタル縮退に向けて、**需要の減少に伴う余剰設備の削減計画、収容率の推移等といった定量的な設備効率化の見通し**が示されるべきと考えます。

（楽天モバイル）

- メタル収容装置及び同装置にあわせて収容局内に設置される変換装置等に係る費用等**を開示していただきたく存じます。

（Coltテクノロジーサービス）

- 非効率排除の「明確な見通し」として示すべきは、**メタル回線縮退に伴う設備・コスト・移行プロセスを、計画・実行・検証の各段階で一貫して合理化する全体計画および、第三者が客観的に検証可能な水準での情報の透明性**である。

具体的には、次を示すべきである。

- エリア単位の移行手順および設備最適化方針
- 実績原価算定的前提となるパラメータと計算プロセス
- トラフィック減少と原価乖離に関する検証・開示
- 第三者（接続利用事業者を含む）が客観的に算定根拠を検証・追試できる進捗確認の枠組み

これらが揃って初めて「指定事業者の非効率の転嫁を抑えつつ移行が確実に進む」と評価できる。

論点1-1 メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用すべきかどうか。

1 メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通し

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （対ソフトバンク）ビル&キープ方式原則化の議論においては、「接続料収入を高めるために非効率な設備投資を行うことはあり得ない」と主張されているところ、本件においては非効率性排除の明確な見通しを求めることとの整合性について、どのように考えるか。

（ソフトバンク）

- 通信事業者が接続料収入を高めるために非効率な設備投資を行うことは合理的とは考えにくく、この点は事業者共通の前提であるとの認識です。特にモバイル分野においては、周波数を保有するMNO間で設備競争が行われており、第76回接続政策委員会（2025年12月24日）の当社説明資料のとおり、設備構築の最重要課題は、ユーザ利便性（「つながりやすさ」「通信速度」等）の向上を、いかに効率的な投資で実現するかにあります。その意味で、**競争市場において非効率投資が恒常的に生じるとは想定していません。**

その上で、「非効率性排除の明確な見通しが示されない限りLRICは継続すべき」と意見したのは、以下の理由によります。

- ① ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備が対象であること
他の事業者にとって事業展開上不可欠なボトルネック設備である第一種指定電気通信設備は、第二種指定電気通信設備やその他設備とは性質が明らかに異なり、**十分な効率性が市場競争によって自動的に確保されるとは限らない**こと。
- ② メタル網縮小という過渡的的局面にあること
メタル網は需要縮小局面にあり、回線移行等に伴い空きが生じた設備を効率化していく必要があるが、①で述べたボトルネック性からこのような**過渡期において非効率性が排除された運用がなされるとは限らず、不要設備を適時適切に効率化されているかを確認することが重要**であること。
- ③ LRIC採用の歴史的・制度的経緯
LRIC方式は、過去の独占的なPSTN提供体制のもとで形成されたコスト構造に内在する非効率性を排除する観点から導入されたものであり、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」（2021年9月1日）においても、**非効率性排除の必要性からLRIC方式が継続採用されることになった経緯が存在**すること。

論点 1 – 1 メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用するべきかどうか。

2 固定系非指定通信事業者の接続料のベンチマークとしての役割

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

赤太枠内構成員限り

質問

- （対ソフトバンク、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA））現在どのようなベンチマークを用いており、LRIC方式から実績原価方式に変更された場合には具体的にどのような影響が及ぶのか。

（ソフトバンク）

（JUSA）

- 現在の音声接続料の事業者間協議において、**LRIC（メタルIP電話の固有設備にかかる接続料）は、電話網における「効率的な費用水準」を示す客観的目撃最も重要な指標（ベンチマーク）のひとつとして大きな役割**をもって機能しています。多様な事業者及び多様な役務形態並びに事業者間の協議によって**LRICの他に組み合わせ単金や事業者独自の算定なども併用**されています。しかし、LRICがもつ最重要の意味は「効率的な費用」であることの証明が不要であることです。中小事業者はLRICによって、執拗な値下げ要求を受ける大手事業者との接続協議において、（LRICをアンカーポイントとして）妥結を目指すことができます。
- 仮に算定方式が実績原価方式に変更された場合、以下の影響が懸念されます。
 - ネットワーク: 指定事業者は現在IP網移行を前提とした算定を行っていますが、すべての事業者が同一ではなく、現在もレガシーなPSTN網を稼働させている接続事業者も存在するなど状況は様々です。**ネットワーク需要や網構成が異なることから実績原価としてのコストは指定事業者と異なります**。これは、LRICの料金水準より実績原価のそれが高いケースもありえます。
 - ベンチマークの不透明化: 個別の設備投資状況や経営効率が直結する「実績原価」は、構成の異なる他事業者にとって、**自社料金の妥当性を測る客観的な基準になり得ません**。これまで、交渉力の強い大手事業者から厳しい低減要求を受ける中で、LRICは合意形成における「中立的な拠り所（最後の砦）」となります。
 - 交渉格差の拡大: 実績原価方式への移行は、原価情報の透明性が十分に確保されない限り、**情報力・交渉力に勝る大手事業者に有利な条件設定（接続料や卸料金の維持）を許容する蓋然性を高めると**考えています。
- 公正な協議を担保するために、引き続きLRIC方式が必要であると考えます。

論点1-1 メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用すべきかどうか。

2 固定系非指定通信事業者の接続料のベンチマークとしての役割

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

赤太枠内構成員限り

質問

- （対ソフトバンク、JUSA）PSTNマイグレーション後はNTT東西の「組合せ適用単金」が新たなベンチマークとなっており、その組合せ単金の形成要素であるメタルIP電話接続料をLRIC方式から実績原価方式へ変更しても影響は軽微との指摘について、どのように考えるか。

（ソフトバンク）

（JUSA）

- 今後の設備投資状況や需要の変動により、実績原価が大きく上昇する可能性を否定できません。現時点での数値差のみを捉えて「軽微」と断じるのは性急ではないでしょうか。将来にわたって安定性が維持される保証もありません。
- 軽微さをもってLRIC方式を廃止することは、間接的に多様なネットワーク形態を持つ事業者間の公正な競争環境を損なう恐れがあります。

論点1-1 メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用するべきかどうか。

3 LRIC方式を継続する場合における運用プロセスの簡素化

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （対NTT東西、KDDI、ソフトバンク）仮に、LRIC方式から実績原価方式、ビル&キープ方式等に移行するとした場合、それまでの期間における時限措置となるLRIC方式の運用プロセスの簡素化を行うことの必要性について、今後検討における労力と得られる成果も考慮して、どのように考えるか。

(NTT東西)

- 現在の音声通話の中心はモバイル、更には通話アプリ等の新たなコミュニケーションツールにシフトしており、音声市場における加入電話の独占性はもはや存在しないことから、競争促進を図るという目的で導入されたLRIC方式はその役割を終えています。そのため、直ちにLRIC方式を廃止して実際費用方式（実績原価）へ移行すべきと考えており、**運用プロセスの簡素化に検討の時間を費やすことで、本来検討すべきLRIC方式の廃止に係る議論を停滞させるべきではない**と考えます。
- また、入力値の固定化等の検討にあたっては、固定化等を行う入力値を選定するための考え方の整理や、固定化等を行うことにより人件費・物件費の高騰といった実態が反映されなくなるといった課題への対応案の検討など、様々な検討が必要であり、**相当程度の対応稼働が見込まれることから、その検討に大きな費用対効果は見込めない**と考えます。

(KDDI)

- 当社は、接続政策委員会（第76回）で述べたとおり、LRIC方式による接続料算定の廃止は、2028年度までにビル&キープ方式の原則化とあわせて実施すべきと考えます。
- LRIC方式による接続料算定の廃止までの期間においては、事業者・行政コストを低減する観点から運用プロセスの簡素化を行うことが望ましいと考えますが、多数の入力値を算定・提出しているNTT東西において、**毎年の入力値の算定より、簡素化の検討の方が労力がかかるということであれば、事業者・行政コストの低減に寄与しないことから、簡素化の検討・導入を行わない選択肢もある**と考えます。
- なお、運用プロセスの簡素化については、以下のように、NTT東西から過去（接続政策委員会（第68回））に提案のあった入力値を固定化する方法で問題ないと考えます。
 - 採用値の増減がみられないもの（直近5年間の増減を考慮する等）
 - 接続料原価に与える影響が限定的なもの

(ソフトバンク)

- 当社プレゼンでも示したとおり、運用簡素化に異を唱えているわけでは必ずしもありません。**毎年度の更新対象は効果の大きな設備に絞り込む等の簡素化であれば、さほど検討の労力はかからず成果を得られるのではないかと**考えます。

論点 1 - 1 メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用すべきかどうか。

3 LRIC方式を継続する場合における運用プロセスの簡素化

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （対NTT東西、KDDI、ソフトバンク）LRIC方式の運用にあたり、事業者・行政コストの低減を図る観点で、入力値の固定化以外の簡素化の手法としてはどのようなものが考えられるか。

（KDDI）

- 事業者・行政コストの低減を図る観点から、簡素化の手法としては以下が考えられます。
 - 従来、概ね3年ごとに見直しを行っていたLRICモデルについて、今後見直しを行わずに現行の第9次IP-LRICモデルを継続適用とすること。

（ソフトバンク）

- まずは現状の課題としてNTT東西及び行政にてLRICの運用にあたって特にコストがかかっている点を具体的に洗い出していただき、課題を明確にしたうえで簡素化の検討を行うことが望ましいと考えます。

論点1-2 LRIC方式廃止後の接続料の算定方式（実績原価方式、ビル&キープ方式等）はどうあるべきか。

1 実績原価方式への移行

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （対各事業者）現行制度ではLRIC方式が適用されるメタルIP電話固有部分の接続料は東西均一料金となっているが、LRIC方式から実際費用方式に移行した場合、東西それぞれの費用を踏まえて東西別料金とするか、それとも東西均一料金を維持すべきかについて、理由も含めて、どのように考えるか。

（NTT東西）

- LRIC方式が適用される接続料については、「IP網への移行後の音声接続料の在り方答申」（令和6年6月）に記載のとおり、「本来、NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料は個別に算定・設定することが原則」であるところ、「加入電話／メタルIP電話の接続料においては、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請がある」として、これまで東西均一接続料が設定されてきたものと認識しています。
- 接続料は、事業者ごとの接続料原価に基づき算定されることが原則**であり、また、以下の点を勘案すると特例的に東西均一料金を維持する必要性が薄れていることから、**実際費用方式に移行するタイミングにて、原則通り東西別料金とするべき**と考えます。
 - 現行制度において、実際に事業者に適用される音声接続に係る組合せ適用接続機能については、適用料金に反映しているIP網部分が東西別料金であることから、2025年1月以降、既に東西別の接続料が適用されていること
 - 現在の音声通話の中心はモバイル、更には通話アプリ等の新たなコミュニケーションツールにシフトしており、また加入電話の利用はLRIC方式導入時と比較して▲96%（通話時間）減少し、今後も減少傾向が継続すると見込まれる状況であることから、加入電話の利用者への影響度は小さくなっていると考えられること

（NTTドコモ）

- 接続料は実際に構築した設備に対し発生したコストを過不足なく回収することが原理原則**であり、各事業者の業務区域に応じ設定されるべきものであることから、社会的要請といった特別な事情がない限りは、LRIC方式が適用されるメタルIP電話固有部分の接続料が**LRIC方式から実際費用方式に移行した場合、東西別料金が適当**だと考えます。

（アイ・ピー・エス・プロ）

- 現在のメタルIP電話、光IP電話、組み合わせ適用における接続料の設定は東西別で設定されており、コストや手数料をかけて均一料金を維持することの意義は無いと考えます。

（エネコム）

- 東西で地域差があるため、別料金とすることに違和感はない。

論点1-2 LRIC方式廃止後の接続料の算定方式（実績原価方式、ビル&キープ方式等）はどうあるべきか。

1 実績原価方式への移行

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （対各事業者） 現行制度ではLRIC方式が適用されるメタルIP電話固有部分の接続料は東西均一料金となっているが、LRIC方式から実際費用方式に移行した場合、東西それぞれの費用を踏まえて東西別料金とするか、それとも東西均一料金を維持すべきかについて、理由も含めて、どのように考えるか。（続き）

(KDDI)

- 本来、**接続料は、事業者固有のコストに基づいて設定されるべき**ものであるため、**東西別料金とすることが望ましい**と考えます。
- 一方で、「IP網への移行後の音声接続料の在り方」報告書にて、「接続料の東西格差が継続することが見込まれる中で、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから（略）東西均一接続料を継続することが適当」との考え方が示されています。
- 2028年度以降、メタルIP電話の巻き取りがエリア単位で実施されることにより東西接続料の格差が大きくなり、特定エリアで事業を行う接続事業者への影響が生じる恐れもあることから、上記報告書の考え方を踏まえ、まずは**東西別の予測接続料を示していただいた上で東西別料金とするか検討すべき**と考えます。

(ソフトバンク)

- 仮に実際費用方式とする場合においては東西それぞれの単価とすべきと考えますが、東西の単価差が非常に大きい場合は、NTTの設備特性上、効率性や設備投資の妥当性等に疑義が生じる可能性があることから、広く事業者の意見を聞いた上で検討すべきと考えます。

(楽天モバイル)

- メタル回線設備が残る限りは、原則としてLRIC方式を適用すべきと考えます。
仮にLRIC方式から実際費用方式に移行した場合、NTT東西殿は別人格の電気通信事業者であり、設備の設置コストにもNTT東西殿で差異が存在することから、NTT東西殿それぞれにより個別に設定されるべきものであると考えます。

(Coltテクノロジーサービス)

- 実績原価方式への移行は、指定事業者（NTT東西）の経営不効率や恣意的な費用配賦が、そのまま接続料の算定に混入するリスクを本質的に抱えている。このリスクを牽制するためには、東西のコスト構造を常に突き合わせ、経営効率を比較・検証するための「共通の物差し」が不可欠であり、東西均一料金の枠組みこそがその機能を担っている。
- 「原価差」を理由に東西を分離し独自の算定を容認することは、この比較検証の機能を破壊し、指定事業者の不効率を追認して接続利用事業者に不当なコスト増を強いる道を開くものである。したがって、目先の微細な原価差異を理由とした制度改悪を行うべきではなく、実績原価の透明性と監視機能が担保される全国一律の枠組みを維持すべきである。

論点1-2 LRIC方式廃止後の接続料の算定方式（実績原価方式、ビル&キープ方式等）はどうあるべきか。

1 実績原価方式への移行

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （对各事業者）東西別料金とする場合、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令は廃止することでよいか。

（NTT東西）

- 東西交付金については、東西均一料金を維持するためにNTT西日本の接続の業務に要する費用の一部をNTT東日本から交付するものであることから、東西別の接続料を設定することとなった場合には、当該制度は必要なくなるものと考えます。

（NTTドコモ）

- 東西別単金とする場合、実際に構築した設備に対し発生したコストを過不足なく回収することが可能になり、東日本電信電話株式会社から西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付を行う必要がなくなるため、当該省令は廃止で差し支えないと考えます。

（アイ・ピー・エス・フロ）

- 廃止することに異論はありません。

（KDDI）

- 東西別料金となれば東西間の金銭交付は不要となることから廃止でよいと考えます。

（ソフトバンク）

- 東西の単価差が非常に大きい場合は、省令の扱いも含めて広く事業者の意見を聞いた上で検討すべきと考えます。

（楽天モバイル）

- 仮にLRIC方式から実際費用方式に移行し、NTT東西殿それぞれにより料金が設定される場合には、当該省令を廃止することにつき異論ありません。

（Coltテクノロジーサービス）

- 東西均一料金および交付金省令の枠組み維持を強く求める。東西を分離し独自の算定ロジックを認めれば、指定事業者の経営効率を比較・検証するための「共通の物差し」が失われる。目先の微細な料金差を追うよりも、東西のコスト構造を突き合わせ、恣意的な費用配賦や不効率の転嫁を牽制する全国一律の監視体制を優先すべきである。これに代わる厳格な仕組みがない限り、省令廃止には反対する。

論点1-2 LRIC方式廃止後の接続料の算定方式（実績原価方式、ビル&キープ方式等）はどうあるべきか。

2 メタルIP電話の接続料について実績原価方式に移行した場合におけるワイヤレス固定電話の接続料の扱い

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （対NTT東西）メタルIP電話固有分の接続料算定方式について、LRIC方式から実際費用方式に置き換えた場合においても、ワイヤレス固定電話の接続料（実際費用方式）がメタルIP電話の接続料（実際費用方式）を下回ることが見込まれない限り、メタルIP電話の接続料と同額を設定するという現行制度の考えを維持することについて、どのように考えるか。
- （対NTT東西）ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を算定する際に、LRIC方式の場合は、ワイヤレス固定電話の回線数と通信量等（通信時間・通信回数）をメタルIP電話に合算して算定しているところ、実際費用方式に置き換えた場合でも、現行の考え方を維持可能か。

（NTT東西）

- 接続料は、実際に発生した接続料原価に基づき算定されることが原則ですが、固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方答申（令和4年9月）における方向性^{*}や、第1回固定電話サービス移行円滑化委員会（2025年10月）でお示した通り、ワイヤレス固定電話の需要は限定的（2027年度までに最大約1万回線程度を想定）であり、2028年度以降はワイヤレス固定電話に代えてモバイル網固定電話を提供する予定であることを踏まえれば、**メタルIP電話固有分の接続料算定方式については、実際費用方式に移行した場合においても、現行制度を維持することはやむを得ない**と考えます。

^{*}ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本の自己設置設備による電話サービスの提供を基本としつつ、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等に、NTT東日本・西日本による役務提供の効率化を可能とするために制度化されたものである。このような制度趣旨を踏まえると、ワイヤレス固定電話が導入された結果、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合と比べて、接続事業者の負担が増大することは適当ではない。したがって、電話網のIP網への移行後（令和7年1月以降）は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当である。

- 現行の算定方法を以下の通り見直すことにより、前述の答申において整理された「ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定」した接続料算定の継続が可能だと考えます。

<現行の算定方法（LRIC方式）>

LRIC方式はモデルを用いた算定方式であり、以下の通り、モデルの入力値においてワイヤレス固定電話をメタルIP電話とみなすことで、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した接続料を算定

原価：ワイヤレス固定電話の回線数をメタルIP電話の回線数に合算することで、ワイヤレス固定電話の需要に対応する原価をメタルIP電話の原価に反映

需要：ワイヤレス固定電話の通信量等をメタルIP電話の通信量等に合算することで、ワイヤレス固定電話の需要をメタルIP電話の需要に反映

<見直し後の算定方法（実際費用方式）>

実際費用方式は、実際の設備に応じて発生する費用を用いた算定方式であるため、LRIC方式のように入力値の工夫によってワイヤレス固定電話をメタルIP電話にみなした原価を算定できないことから、接続会計にて把握した**固定電話に係る原価及び需要からワイヤレス固定電話の原価及び需要を除いた上で、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した接続料を算定**

論点 1 – 3 LRIC方式の廃止による事業運営への影響及びそれを踏まえてどのような措置（激変緩和措置等）が必要と考えるか。

1 LRIC方式の廃止による事業運営への影響及びそれを踏まえた激変緩和措置

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- (対NTT東西) 仮に実際費用方式に移行した場合、2028年度以降の接続料水準が更に上昇する可能性もあることから、接続事業者に過剰に転嫁されることがないよう、先行実施エリアにおける実施結果等を踏まえた上で、2028年度を目途に策定予定のエリア単位での段階的なサービス移行計画をもとに、例えば、設備を集約するなど、設備費用がより効率的となるような設備計画を策定・開示することについて、どのように考えるか。
- (対楽天モバイル) 激変緩和措置等の対策を検討いただきたいと主張される「接続料の上昇により他事業者の事業運営に影響を与える場合」とは、具体的にどの程度の接続料水準の上昇を指しているのか。
- (対楽天モバイル) 激変緩和措置の例として挙げられている、2025年の料金を上限額として5年程度を目安に適用する措置は、どのような考えに基づくものか。

(NTT東西)

- 論点 1 – 1「1 メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通し」の回答のとおり、当社はこれまでも効率化・コスト低減の取り組みを進めており、今後においてもその取り組みを継続する考えです。
- 上記取り組みの継続に加え、2026年度から一部エリアで実施する固定電話の移行トライアルを踏まえて2028年度頃からのエリア単位での段階的なサービス移行計画を策定し、**移行計画を踏まえたコストの見通し等についても可能な範囲で開示していく**考えです。

(楽天モバイル)

- **接続事業者はその事業規模に差異があるため、事業運営に与える影響の程度も異なる**ものと理解しております。音声の需要が減少している状況を踏まえれば、音声に係るコストも低減されるべきものと認識しています。接続事業者の予見性確保の観点から、**LRIC方式の廃止により接続料がどのように推移するのかについて検証及び検討が必要**であると考えます。そのうえで、**仮に接続料の上昇が想定される場合においては、事業運営に影響を与える影響の程度や水準等も含め、激変緩和措置等の対策を検討いただきたく存じます。**
- 音声接続料については高止まりの状況が続いており、更なる上昇が生じた場合には、接続事業者の予見性が損なわれるおそれがあると考えます。そのため、第76回接続政策委員会の当社説明資料P11の通り、激変緩和措置等の対策についてご検討いただきたい旨を提案いたしました。なお、「NTT東西殿の（略）2025年の料金を上限額として5年程度目安に適用」との考え方は、あくまで激変緩和措置の一例として申し上げたものであり、具体的な方法や期間等を含め、前向きにご検討いただきたく存じます。

論点 2 「裁定方針」第 3 項において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとしている点をどうすべきか。

1 LRIC方式に代わる手法の在り方

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （対NTTドコモ）低廉な接続料等（業界最低水準等）を用いるべきとあるが、具体的にどのようなものを想定しているのか。例えば、NTT東西の認可を受けた接続約款に定める接続料が考えられるか。

（NTTドコモ）

- 音声接続料について紛争に至ったケースにおいて裁定方針第3項が適用される場合、固定電話においては当該事業者の設備の態様とトラフィックの状況を踏まえ適用すべき音声接続料を選択すべきだと考えます。
- 具体的には、**全国的に十分な需要があり、効率的な設備構築が一定程度可能だと考えられる電気通信事業者であるNTT東西のひかり電話又は組み合わせ接続料**が考えられます。
- なお、業務区域が限られている固定事業者の場合、当該業務区域にも配慮すべきだと考えます。
- また、モバイルにおいては、全事業者が全国を業務区域としていることを踏まえると、第二種指定事業者3社のうち最も低廉なモバイル事業者の音声接続料を適用することが考えられます。

論点 2 「裁定方針」第 3 項において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとしている点をどうすべきか。

2 有効なデータの提供が行われるため等の環境整備

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （対各事業者）非指定事業者の原価等の算定を可能とするため、会社法等に基づく計算書類等を基にした算定に必要なデータの要件やネットワーク図等を予め総務省が例示すべきとの指摘について、どう考えるか。また、「算定に必要なデータの要件」として挙げられているもの（＝費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦）以外にどのような要件を求めるべきか。

(NTT東西)

- 当社の非指定事業者との協議においては、先方から接続料の算定根拠が開示されず、接続料の妥当性を検証できないため、協議が長期化する事例もあったところであり、非指定事業者からネットワーク構成の概要や需要・コストといったデータが開示されることは、協議の円滑化に資するものと考えており、**非指定事業者が開示すべきデータを総務省殿が例示するという提案に賛同**します。
- なお、非指定事業者の接続料の妥当性を検証するためには、**少なくとも需要（接続料の分母）、該当接続機能に係る資産・費用（接続料の分子）、分子分母それぞれの妥当性を示す根拠（ユーザ数や接続機能のネットワーク構成図等）に関する情報が必要**であると考えます。

(NTTドコモ)

- 裁定方針第 2 項に従い、適正利潤・適正原価となる音声接続料を算定するためには、非指定事業者においても会社法等により作成が義務づけられている会計等を基礎とし、**指定事業者の配賦整理書等に倣い「算定に必要なデータ」を整理**することが考えられます。
- また、「算定に必要なデータ」として需要であるトラヒックの把握が必要ですが、通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮して行う必要があるため、自網内呼と相互接続呼を区分し、把握する必要があると考えます。
- 総務省が裁定方針第 2 項に従い、適正利潤・適正原価となる音声接続料を算定する上で、**必要なデータを非指定事業者にヒアリングしながら、簡易的な配賦整理書等を整理することが適当**だと考えます。

(KDDI)

- 当該裁定方針の見直しについては、仮にLRIC方式を廃止した場合に発生する影響やリスクに関して議論・検討が必要となる認識ですが、ビル&キープ方式の原則化が実現すれば、事業者間で音声接続料に関して紛争・裁定に至るケースがなくなり、裁定方針の見直しに係る議論・検討自体が不要となります。
- なお、接続料は能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものという基本的な考え方により算定されると認識しておりますが、算定に必要なデータの要件（原価に営業費は含めない）等が具体的に例示された場合においても、**当該データの提示を受けた事業者がデータの適正性を確認・検証することが困難であることから、データの提示を受けたことのみをもって接続料水準の合意に至ることはなかなか難しい**と考えます。
- そのため、接続料協議の解決のためには、裁定水準を定めておくことが重要であり、当該水準については、固定音声市場において最もシェアが高く、多くの事業者が市場価格と認識し、接続会計に基づき算定し認可を受けているNTT東西の接続料水準とすることが望ましいと考えます。

論点 2 「裁定方針」第 3 項において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとしている点をどうすべきか。

2 有効なデータの提供が行われるため等の環境整備

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （対各事業者）非指定事業者の原価等の算定を可能とするため、会社法等に基づく計算書類等を基にした算定に必要なデータの要件やネットワーク図等を予め総務省が例示すべきとの指摘について、どう考えるか。また、「算定に必要なデータの要件」として挙げられているもの（＝費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦）以外にどのような要件を求めるべきか。（続き）

（ソフトバンク）

- 仮に非指定事業者に情報公開を求めたとしても、**情報取得に要する対応工数に相当の時間やコストを要するとともに、開示可能な情報量に相違が生じ、結果的に共通化可能な開示内容は極めて限られた範囲に制限されることが想定されるため、必ずしも接続料単価の適正性が判断できる情報にならない可能性が極めて高い**と考えます。また、裁定方針第三項において、有効なデータが提供されない場合はLRICを用いることと規定されていることから、LRICをベースとした協議が実態上有効と考えます。

（楽天モバイル）

- 市場への影響力・支配力を有するとされる第一種指定電気通信事業者及び第二種指定電気通信事業者に対しては、接続料の算定等に係る会計書類の申請・公表が求められているものと理解しております。他方で、非指定電気通信事業者に対して必要なデータ等の提出を求めることについては理解するものの、**当該事業者は指定電気通信事業者と比べて事業規模等が小さいことから、過度な負担とならないよう配慮いただきたく存じます。**

（Coltテクノロジーサービス）

- 二者間協議の停滞や、指定事業者からの過度な開示要求を防ぐため、裁定方針において以下の基本原則を明確化することを強く求める。
 - 客観的ベンチマークの採用： 指定事業者の最新の接続料金（組み合わせ単金等）を客観的なベンチマークとして基礎に据えること。
 - 標準適用時の個別データ提出免除： 当該ベンチマークをそのまま参照する場合、非指定事業者に対するネットワーク図や原価データ等の個別データの提出要求は一切不要とすること。
 - 品質・構成差を反映する「上乗せ」の許容： 帯域確保とQoSなど、ネットワークの品質確保手法や構成の違いを適正に評価し、①の標準料金に対して一定の上乗せ（プレミアム）を認める方針を明記すること。
 - 「上乗せ」証明のためのデータ提出要件の厳格化（テンプレート化等）： 上記③の「品質・構成差」を証明する目的に限り、非指定事業者の原価算定を実効化するため、総務省が事前に「基本的な資料の例示」を行うこと自体は否定しない。ただし、行政や指定事業者による青天井のデータ要求を防ぐため、以下の要件をセットで制度化することを必須条件とする。
 - 提供可能な範囲への限定： 新たに膨大な詳細原価計算を強いるのではなく、**会社法に基づく計算書類や既存のネットワーク図など、実務上提供可能な範囲に限定すること。**
 - テンプレート化の実施： **提出フォーマットを標準化（テンプレート化）し、データ作成にかかる非指定事業者の事務コスト・負担を最小化すること。**
 - 情報秘匿範囲の明確化： 提出されたネットワーク構成や原価構成が、競争相手である指定事業者には筒抜けにならないよう、厳格な営業機密の保護・秘匿範囲を事前に確約すること。

論点 2 「裁定方針」第 3 項において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとしている点をどうすべきか。

2 有効なデータの提供が行われるため等の環境整備

LRIC方式の廃止に
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に
反対する事業者

質問

- （対NTT東西）加入者向け料金における網使用料の原価率（※事務局注：アイ・ピー・エス・プロより、音声接続に係る組合せ適用接続機能の料金額における東西の単純平均を加入電話の一般通話料（県内通話及び県間通話）で除した数の旨回答あり）について一定の統計を取り、継続して公開していくべきとの指摘について、どう考えるか。

（NTT東西）

- 当社は、経年の接続料について算定根拠も含めて事業者向けホームページで開示しており、利用者料金についてもホームページ等で公開していることから、利用者料金と接続料の関係やその経年推移については、それらの情報を用いて事業者においても一定程度確認することが可能です。
- なお、当社の利用者料金と接続料の関係性は、当社以外の事業者間の接続料の協議に資するものではないと考えます。